

## 個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	患者情報データベース
行政機関等の名称	地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市立北部医療センター安佐市民病院
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	事務室、医療情報センター、広島県北西部地域医療連携センター、医療支援センター、診療各科
個人情報ファイルの利用目的	<p>1 当院内部での利用 患者等に対する医療サービスの提供、医療保険事務、入退院等の病棟管理、患者等に係る会計・経理、医療事故等の報告、医療サービスの向上、医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料、病院内部において行われる学生の実習への協力、病院内部において行われる観察研究や症例報告</p> <p>2 他の事業者等への情報提供 他の病院・診療所・助産所・薬局・訪問看護ステーション・介護サービス事業者等との連携、他の医療機関等からの照会への回答、患者の診療のため外部の医師等の意見・助言を求める場合、検体検査業務の委託その他の業務委託、家族等への病状説明、医療保険事務の委託、審査支払機関へのレセプトの提出、審査支払機関又は保険者への照会、審査支払機関又は保険者からの照会への回答、企業等から委託を受けて行う健康診断等における企業等へのその結果の通知、医師賠償責任保険などに係る医療に関する専門の団体・保険会社等への相談又は届出等、がん登録事業に対する必要な情報の利用および提供、外部監査機関への情報提供、未収金回収に係る債権回収業者への情報提供</p> <p>3 医療の質の向上その他の利用 医療の質の向上を目的とした症例研究及び認定医資格取得申請等、医学・医療の発展・進歩に寄与するための学会・学術誌での発表、診療記録の開示</p>
記録項目	<p>① 氏名、性別、住所、電話番号、生年月日及び年齢</p> <p>② 保険者番号、被保険者証の記号・番号</p> <p>③ 病名及び診療年月日</p> <p>④ 診療の経過</p> <p>⑤ 処方及び処置</p> <p>⑥ 検査結果</p> <p>⑦ 診療費</p> <p>⑧ 家族等キーパーソンの連絡先</p>
記録範囲	広島市立北部医療センター安佐市民病院の受診者で最終の診療から5年分（ただし債権関係は除く。）
記録情報の収集方法	本人からの診察（健康診断）申込書、保険証の提示、診療・検査とこれに基づく医師の診断、診療情報提供書等照会元からの情報
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	診療報酬の審査支払機関（国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金、労災保険情報センター）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	<p>（名称）広島市立北部医療センター安佐市民病院 事務室医事課（開示担当）</p> <p>（所在地）〒731-0293 広島市安佐北区亀山南1丁目2-1</p>

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考		